

東京都保健医療計画推進協議会設置要綱

平成元年 7 月 1 0 日付元衛総企第 4 1 号
一部改正 令和 5 年 6 月 2 7 日付 5 福保医政第 7 5 0 号

(設 置)

第 1 東京都保健医療計画（平成元年 2 月 2 5 日東京都告示第 1 8 2 号）の総合的かつ円滑な推進を図るため、東京都保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて保健医療局長に意見を具申する。

- (1) 医療を提供する体制のシステム化に関する事項
- (2) 保健、医療及び福祉の連携に関する事項
- (3) その他保健対策の充実等東京都保健医療計画の推進に関し必要な事項

(構 成)

第 3 協議会は、学識経験を有する者、保健医療に従事する者、保健医療を受ける立場の者及び関係行政機関の職員等のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員 3 3 人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第 5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故ある時は、その職務を代理する。

(部 会)

第 6 協議会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員のうちから座長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、座長が指名する者をもって充て、保健医療局長が委嘱する。

(部会長)

第 7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

第 8 協議会及び部会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第 9 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶 務)

第 10 協議会及び部会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 この要綱は、平成元年 7 月 1 0 日から施行する。

(任期の特例)

第 2 この要綱の施行後、初めて任命する委員の任期については、第 4 の規定にかかわらず平成 3 年 5 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。